

# 「埼玉県の私立高校の補助金・奨学金制度について」

埼玉平成高等学校

※平成30年度生実績

## ① 高等学校等就学支援金（国の補助金）

私立高等学校において授業料を負担する世帯(生徒)は、下記の所得制限を満たすと補助を受けることができます。

※尚、年収はあくまで目安で実際の**基準は世帯の住民税の所得割額になります。**

〈目安〉

月額 9,900 円 . . . . . 年収約 910 万円未満

月額 14,850 円（1.5 倍加算）... 年収約 350 万円～590 万円未満の世帯

月額 19,800 円（2 倍加算）... 年収約 250 万円～350 万円未満の世帯

月額 24,750 円（2.5 倍加算）... 年収約 250 万円未満の世帯

※支給については毎年申請が必要になります。（一年次のみ 2 回）

## ② 埼玉県私立高等学校授業料等父母負担軽減事業（県の補助金）

### 授業料補助

埼玉県居住の世帯で、家族の扶養人数及び税額に応じ、①の高等学校就学支援金との合計で下記の金額まで補助されます。

〈目安〉

・基準1 年収約 250 万円未満の世帯 授業料(年)300,000 円 入学金 100,000 円 施設費等 200,000 円

・基準2 年収約 250 万円～350 万円の世帯 授業料(年)300,000 円 入学金 100,000 円 施設費等 200,000 円

・基準3 年収約 350 万円～500 万円の世帯 授業料(年)300,000 円 入学金 100,000 円 施設費等 200,000 円

・基準4 年収約 500 万円～609 万円の世帯 授業料(年)300,000 円 入学金 100,000 円

・基準5 年収約 609 万円～720 万円要件を満たした多子世帯(注 1) 授業料(年)300,000 円

※上記補助金額は負担した額が補助上限金額となります。

※毎年申請が必要になります。

就学支援金①及び授業料軽減②に該当した場合の例

基準	目 安	授業料		就学支援金(国)		授業料軽減(県)		実質負担額
基準1	約 250 万円未満	300,000 円	－	297,000 円	－	3,000 円	=	0 円
基準2	約 350 万円未満	300,000 円	－	237,600 円	－	62,400 円	=	0 円
基準3	約 500 万円未満	300,000 円	－	178,200 円	－	121,800 円	=	0 円
基準4	約 590 万円未満	300,000 円	－	178,200 円	－	121,800 円	=	0 円
	約 609 万円未満	300,000 円	－	118,800 円	－	181,200 円	=	0 円
基準5	約 720 万円未満 (注 1)	300,000 円	－	118,800 円	－	181,200 円	=	0 円
県基準外	約 910 万円未満	300,000 円	－	118,800 円	－	0 円	=	181,200 円

年収は目安で全ての基準は住民税の所得割額等により決定します。

注 1: 基準 5 は要件を満たした多子世帯のみ該当します。詳細は埼玉県HPをご確認下さい。

### 施設費等補助

上記の授業料補助において基準1～3に該当する世帯は実際に負担する施設費等※1の納付金について 200,000 円を上限に補助を受けることができます。

※1 本校では施設費・維持費・暖房費・実習費・教材費・図書費・行事費・設備拡充費が該当します。

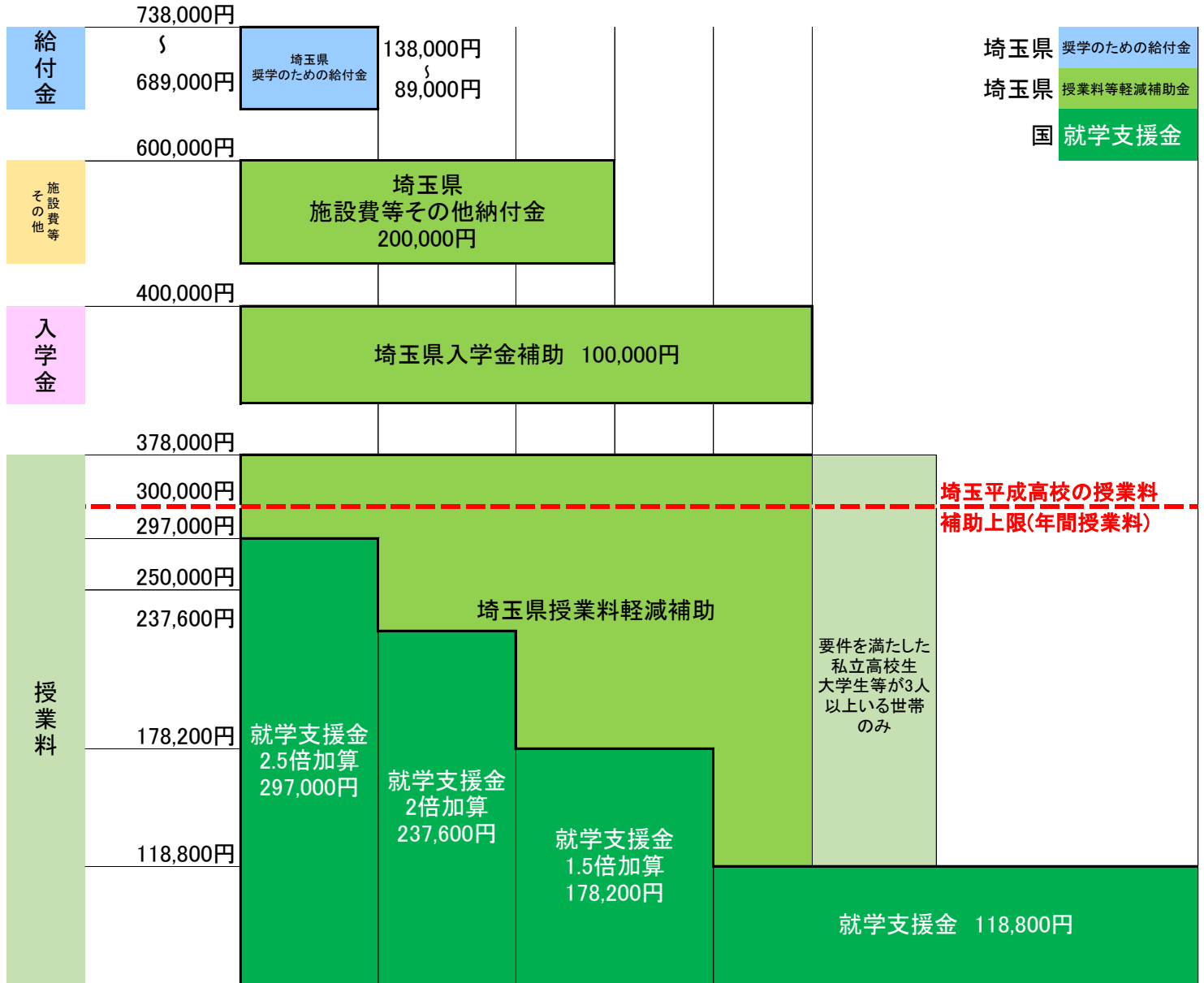
### 埼玉県独自、奨学のための給付金

埼玉県内に在住で授業料等補助の基準1に該当する保護者、生活保護を受けている保護者はこちらも別途申請出来ます。

区分		支給額
生活保護世帯		52,600 円
基準1（年収約 250 万円未満）	第1子	89,000 円
	第2子以降※	138,000 円

※区分中の「第2子以降」は23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯の場合です。

支給額



埼玉県 奨学のための給付金  
 埼玉県 授業料等軽減補助金  
 国 就学支援金

埼玉平成高校の授業料補助上限(年間授業料)

要件を満たした私立高校生  
 大学生等が3人以上いる世帯のみ

世帯年収の目安	約250万円	約350万円	約500万円	約590万円	約609万円	約720万円	約910万円
県基準	基準1	基準2	基準3	基準4		基準5	基準外
施設費等その他(1年次) ※2	200,600	200,600	200,600	200,600	200,600	200,600	200,600
施設費等その他補助額	200,000	200,000	200,000	0	0	0	0
施設費等その他実質負担額	600	600	600	200,600	200,600	200,600	200,600
入学金 ※2	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
入学金補助額	100,000	100,000	100,000	100,000	0	0	0
入学金実質負担額	150,000	150,000	150,000	150,000	250,000	250,000	250,000
授業料(年額) ※2	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
授業料補助額	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	118,800
授業料実質負担額	0	0	0	0	0	0	181,200

※2 実際に学校に納付する額になります。(例: 特待生で免除されている場合は該当しても補助は発生しません)

注: 実際には年収ではなく世帯の該当年度の住民税の所得割の金額により該当基準が決定します。